

えない方について行うとのこと。特別徴収にする際の本人了承の有無について質問があり、基本は特別徴収で、希望される方は申し出があれば口座振替にできることになっているとのこと。また、本人への周知についても質問があり、今年度末から来年度当初にかけて個別に通知し、希望を聞きたいとのこと。す。

#### 一般会計補正予算(第1号)

老人福祉費の増額補正については、3月議会において市民養老金に関する条例廃止の提案が否決となったことにより、条例に基づき100歳の方に1万円、88歳の方に5000円を支給するもので、支給人数は4月末現在、100歳が12名、88歳が200名の合計112万円とのこと。市民養老金の今後の考え方について質問があり、近隣の状況等を踏まえ、改めて検討したいとのことでした。

消防費の増額補正については、当初123名の退団者数を見込んでいたが、予定より勤続年数が長い人、階級の上位の人を含

む139名が退職したもので、委員からは幽霊団員等、団員の実態把握について意見が述べられています。



## 総務委員会

### (審議結果)

職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定については賛成少数により否決(1対4)、特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の給与の特例に関する条例の一部改正については賛成多数により可決(4対1)、その他2議案については全会一致で可決。

### (主な審議の状況)

職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定

3月議会において提案され、

否決された議案を再度提案されたもので、否決されて以降、社会福祉協議会から市職員の派遣を求める要望書が市長あてに提出されたことを受けて、再度提案されたもの。

社会福祉協議会の話や要望書の内容は、経済情勢が非常に厳しい状況であることから、今後の社会福祉協議会に対する補助事業や委託事業のことを考え、社会福祉協議会の経済基盤を確立することや、昨年発生した不祥事は管理体制が確立されていなかったことに起因していることなど、組織の管理体制を強化すること、職員数と事業量を比較すると、休止せざるを得ない事業も生じることから、今後の事業展開においても再検討を行うため、即戦力となる管理職クラスを職員を派遣していただいたというもの。

委員から、過去に管理部門の改善を目的として市職員や職員OBを配置されていた成果について質問があり、社会福祉協議会の立て直しは原則として自助努力によるものであるが、いま

まで職員配置をしていた2年から3年という短期間では人材育成や事業選択等はできないのが現状で、今後は、社会福祉協議会の立て直しの手がかかりとすべく、優秀な管理職クラスの市職員の派遣をしていきたいということでした。

また、近隣の条例制定状況については、北播磨地域では小野市、三木市、加東市においてされており、いずれも管理職クラス2名が派遣されており、派遣先については、加西市の提案と同様、規則において規定されているものです。

賛成意見としては、3月議会のとときから本条例には賛成であるという意見、反対意見としては一度否決した条例に手を加えることなく、提案されたことや社会福祉協議会の自助努力で立て直すべきであるという意見が述べられています。

また、本条例が3月議会でも否決された一番大きな原因は、派遣先の規則で規定されていることから、今後派遣先が拡大されることを懸念されたことである

として、派遣先を条例の中に規定しようとする修正案が提案され、採決の結果、賛成1、反対4の賛成少数により、修正案は否決となりました。

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正

景気の悪化に伴い、市税収入の大幅な減収が予想されることから、財政の立て直しのためにも、特別職、教育長及び一般職の期末手当を削減しようとするもの。委員からは、市長は就任以来、今年3月まで報酬の30%をカットされてきたものを、このたびの改正案を年収換算すると、12.1%のカットとなり、実質、報酬の値上げであるとの反対意見が述べられています。

